

平成26（2014）年7月25日
全国就労移行支援事業所連絡協議会
会長 石原康則

障害福祉サービス等報酬改定における就労移行支援事業の課題と対応について

障害福祉サービスの利用者が企業における一般就労を果たすことは障害者権利条約という観点からも、障害を持つ当事者の生活の質の向上という点からも最重要課題の一つです。福祉から一般就労の流れは、平成30（2018）年に精神障害者が雇用率算定基礎に入ることにより一層進むと考えられます。福祉から一般就労の流れを促進するためには、就労移行支援事業が有効であり、今後、地域の中でより多くの就労移行支援事業所が開設され、就労準備段階から就労定着段階まで支援が継続できるような報酬体系・制度が必要です。そのために、以下の論点をご検討頂き、実現して頂きたいと考えております。

1. 一般就労後の就業生活を維持するための支援（定着支援）

現在、最大の課題となっているのが一般就労後の定着支援です。安心して一般就労を継続し、質の高い生活を送るためには、労働施策や地域資源との連携を図りながら、出身元である就労移行支援事業所が支援を継続することが重要です。現在定められている6カ月という期間はジョブマッチングを評価する役割にはなりますが、その後の職場定着・就労生活継続という点からは不十分です。**就労後の6カ月を超える一定期間、出身元である就労移行支援事業所が独自に就労定着の支援を行う人員配置が必要**です。また、一般就労後の地域資源がまだまだ乏しいことから、就労者が利用できる障害福祉サービスの拡充も必要です。

2. 実績の上がない就労移行支援事業所への対応

実績ある就労移行支援事業所が増加している一方、就労者を一人も輩出していない事業所が現在も35%ほどあります。この割合は減算が導入されても変わっておらず、一般就労を希望する利用者にとって残念な状況が続いています。事業目的に合致した適切なサービスが提供されるよう、**一般就労者を輩出できていない原因を分析し、就労実績の公表といった自治体による指導の強化・減算ルールの再検討・就労支援員の研修の見直し等が必要**だと考えます。

3. 就労実現の定義

現在、障害福祉サービス事業である就労継続支援事業A型への移行も一般就労への移行と見なされ、就労移行支援体制加算の算定が可能になっています。地域の事情や障害特性を考慮し、多様な働き方を認めて就労移行支援を行うべきという意見もありますが、**就労継続支援事業A型は障害福祉サービスである以上、一般就労と見なすべきではなく、就労移行支援体制加算の算定対象にすべきではない**と考えます。

4. 就労移行支援体制加算と成功報酬の再検討～就労者輩出に関わるインセンティブ

現在、就労移行支援体制加算が就労移行支援を行う上での大きなインセンティブとなっています。しかし、福祉から一般就労の流れを後押しするための加算の在り方については、就労移行支援体制加算について45%以上の区分が必要という意見や、事業所経営という観点から就労者輩出直後の成功報酬が必要といった意見等があります。加算取得率を鑑み、**一般就労そのものに対する成功報酬を含め、加算の在り方について再検討が必要**です。

障害福祉サービス等報酬改定に係るヒアリング資料(本体)

報酬改定における 就労移行支援事業の課題と対応

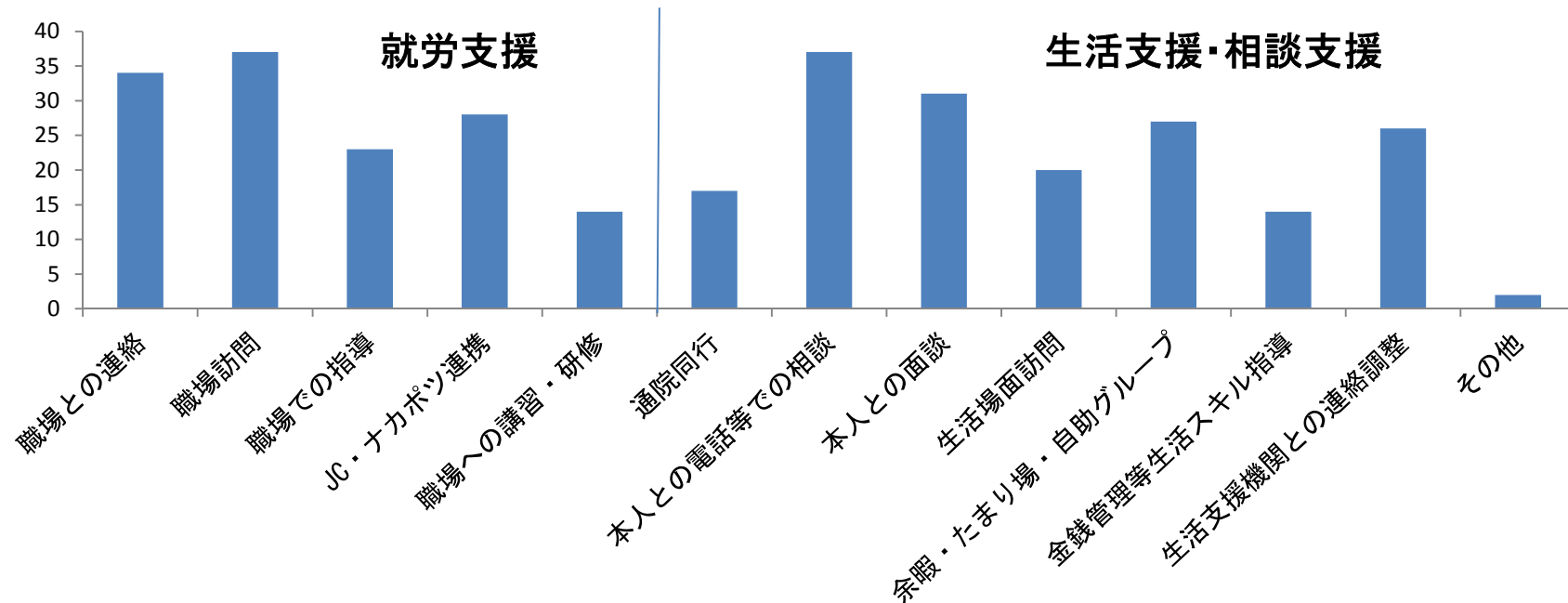
平成26(2014)年7月25日

全国就労移行支援事業所連絡協議会

①一般就労後の定着支援に関わる 制度の必要性

- 定着支援については、平成24(2012)年の総合福祉推進事業の調査において、職場定着率の向上には、出身元の就労移行支援事業所による支援が有効と示されている。
- 本会が会員事業所に対して行った調査においても、就労後1年間は事業所独自で支援を行っているところが7割を超えている。

職場定着支援の内容



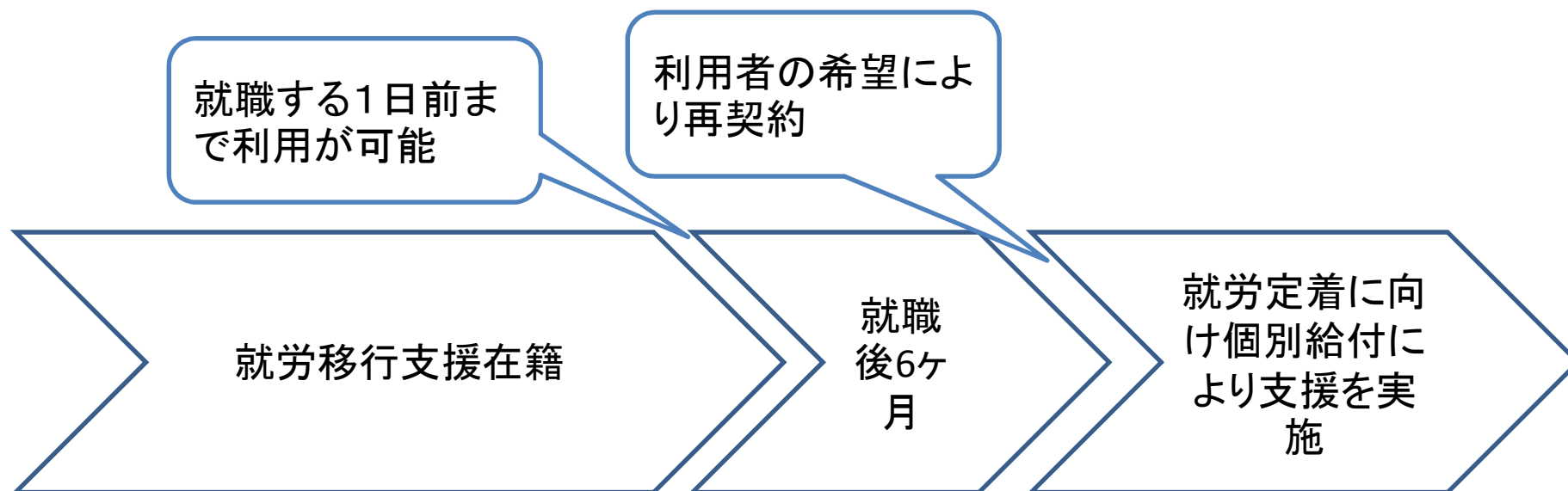
定着支援の内容は多岐にわたるが、働く職場に関する就業支援と相談支援等の生活支援に区分することができる。ただし、生活支援に関する具体的な内容は不明確である。

※ 本年6月に行った会員事業所アンケートより

定着支援に関する論点

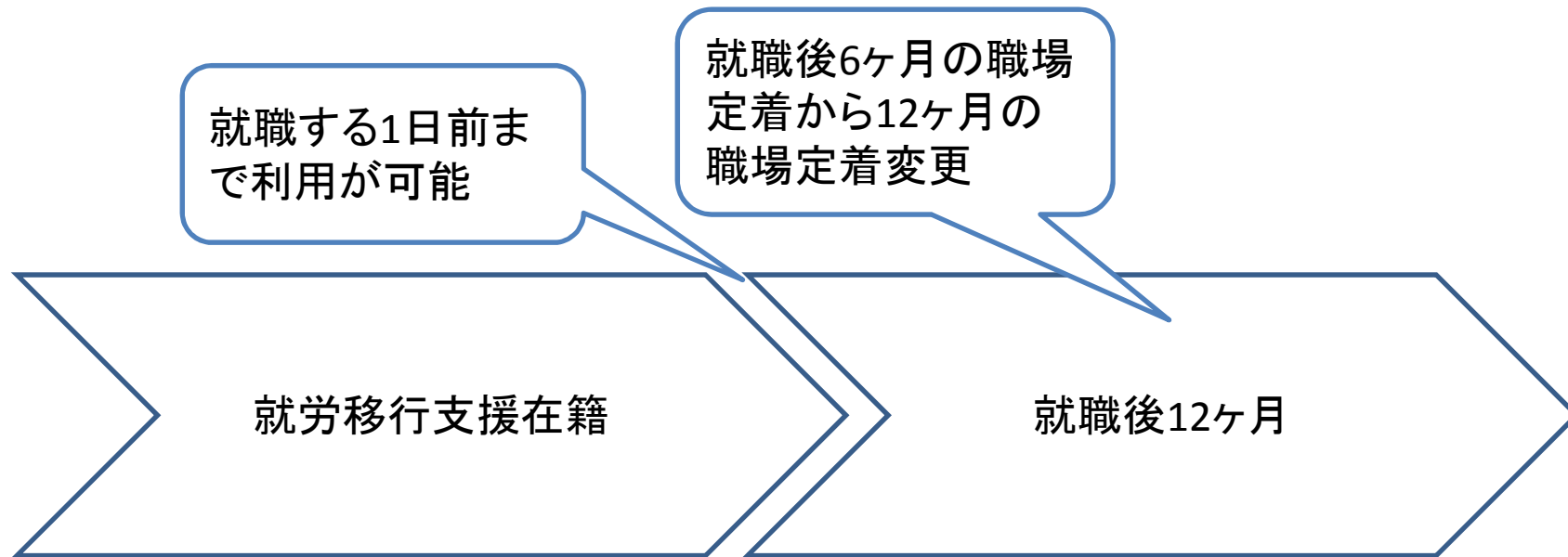
- 就労実現者の増加に伴い、より一層、就業・生活支援センターやジョブコーチの活用など、労働施策との連携、積極的活用が求められる。
- その上で、就労移行支援事業所としても就労定着のための対応が必要となる。
- その場合の定着支援は、生活面に重きを置くことになるが、完全に就労支援と生活支援を整理することは難しい。(ナカポツセンターの現状からも明らかである。)
- 本会として、複数のケースを検討した。

ケース1：個別給付で実施



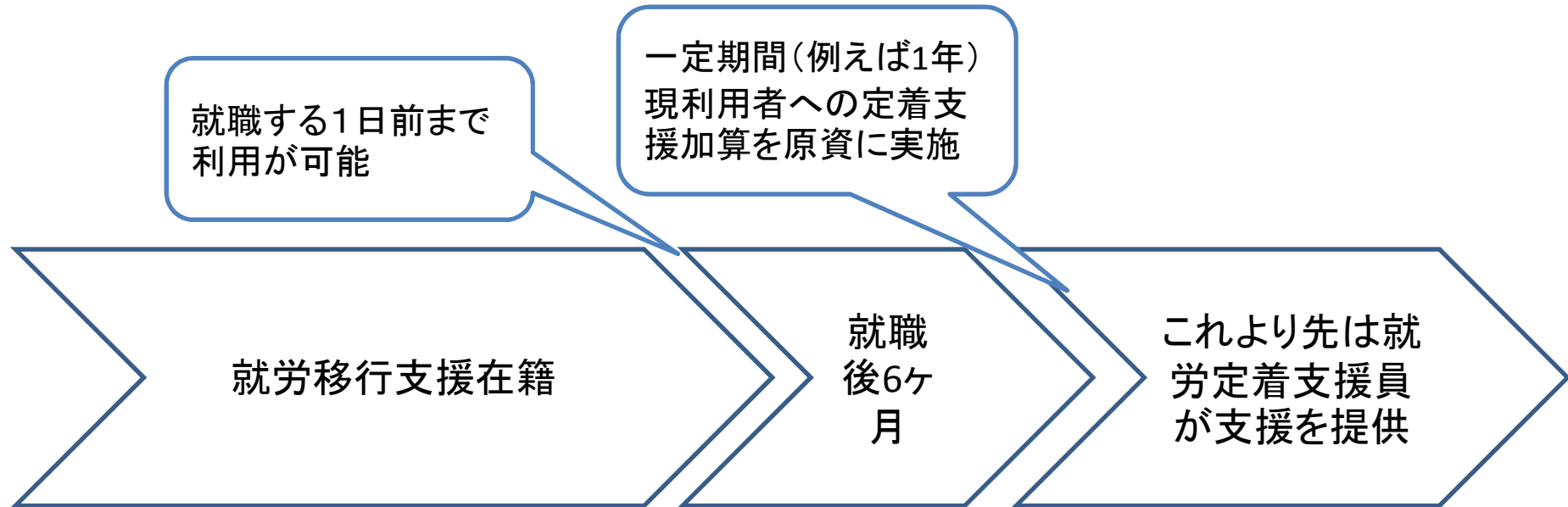
- 就職後もひとり一人に応じた支援が可能。
- 期間、回数については一定のルールが必要。
- 福祉の予算を活用した事業であるため生活支援に重きをおくことになる(来所相談、家庭訪問、たまり場支援等)。
- 乱給防止が課題。

ケース2：支援対象期間を延長して実施



- 就労移行支援の基本報酬は6ヶ月間の職場定着期間の支援も含んで設定されているため、基本報酬額の見直しが必要になる。
- 期間設定について検討する必要がある。
- 就労移行体制加算の対象期間変更も検討する必要がある。

ケース3：定着支援員が実施



- 定着支援を行う職員を配置できることで体制の充実が図られる。
- 就労定着支援員は生活支援に重きをおいた支援が求められる。

ケース3の具体的運用案：就労移行支援体制 加算と就労定着支援加算を連動させて実施

就労定着支援加算を申請するところは、定着支援員の配置をする

- | | | |
|---|------------------------------------|------|
| イ | 利用定員のうち就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 | 〇〇単位 |
| ロ | 利用定員のうち就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 | 〇〇単位 |
| ハ | 利用定員のうち就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 | 〇〇単位 |
| ニ | 利用定員のうち就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 | 〇〇単位 |
| ホ | 利用定員のうち就労定着者が100分の45以上の場合 | 〇〇単位 |

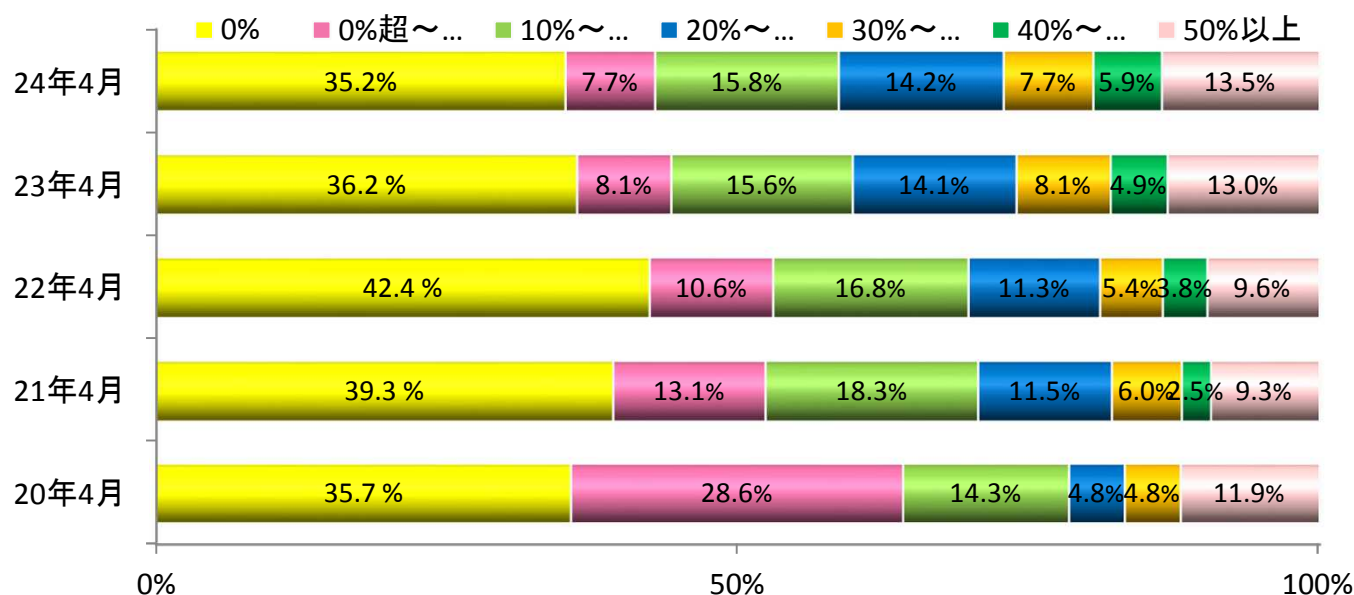
(20人定員イメージ)

イの場合	20	: 0.1	⇒	月におよそ2日間くらいの定着支援を想定
ロの場合	20	: 0.2	⇒	4日
ハの場合	20	: 0.3	⇒	6日
ニの場合	20	: 0.4	⇒	8日
ホの場合	20	: <u>0.5</u>	⇒	10日

常勤換算の残り0.5は、第1号と兼務も可能！

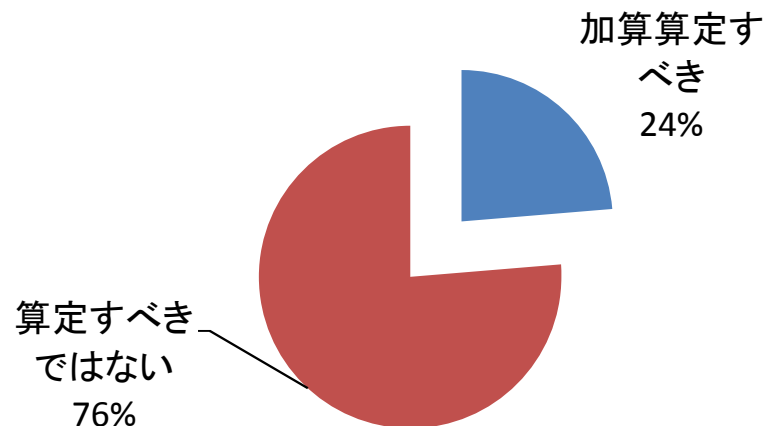
➤ 報酬改定に際し、ケース3をご検討いただきたい。

②実績が上がらない事業所への対応



- 減算が導入されたが、就労実績0%の事業所の割合は変わらない
- 実態(理由)を分析した上で、減算割合の見直しが必要
- 地方自治体による指導強化
 - 管轄事業所の就労実績、定着率等の公表
 - 監査等での指導強化
- 就労支援員研修の見直し
 - 職場適応援助者養成研修と同等程度のカリキュラム
 - 実績のある就労移行支援事業所によるOJT等

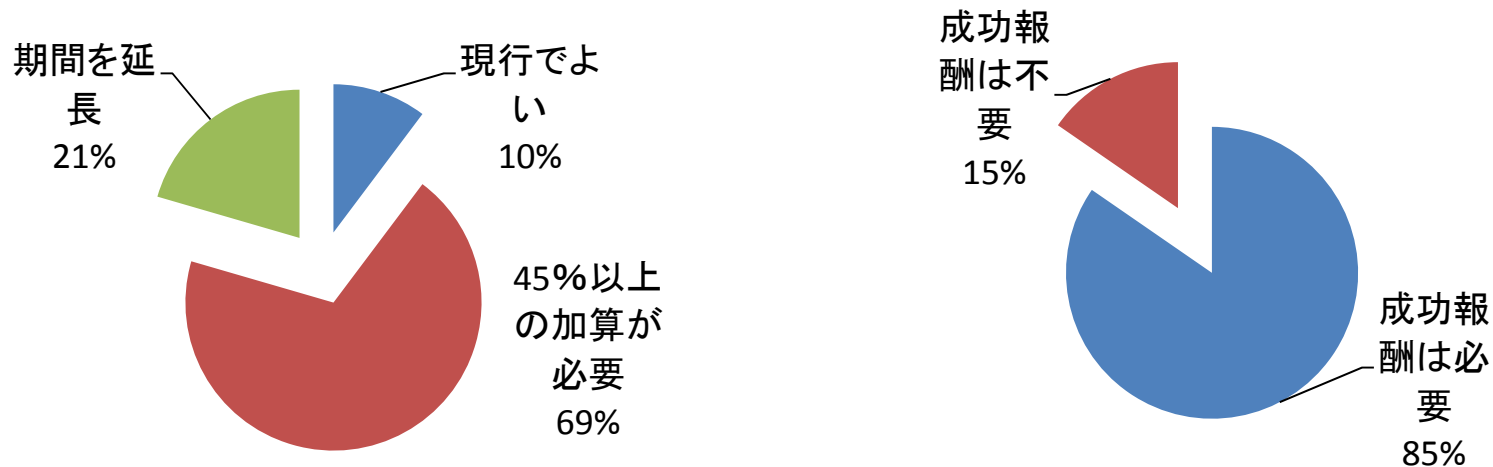
③就労実現の定義の再検討



- 全国4か所で行ったタウンミーティングの意見交換でも就労移行支援が行う就労実現について、短時間アルバイトなど、雇用保険にも加入できない働き方も就労実現に含まれており、あまりにも定義が曖昧との声が多く聞かれた。
- 一方で障害特性に応じた働き方を考えることがマッチングには欠かすことができず、多様な就労形態の中で移行支援をしていくことが大切との意見もある。
- A型の就職は福祉サービスへの移行であるため、就労実績に算定すべきではないと、アンケートでも7割以上の事業所が回答している。(会員事業からのA型への就職率は総就職者の6%)

※ 本年6月に行った会員事業所アンケートより

④就労移行支援加算の再検討と成功報酬の検討



- 就労移行体制加算では60%以上の事業所から45%以上の区分新設の意見があがった。(45%以上の加算を受けている事業者は会員事業所の55%)
- 事業の特性上、利用者と退所者のバランスを保つことが難しいことも踏まえ、利用者が一般就労を果たした際の成功報酬が必要との声が多く上がった。

※ 本年6月に行った会員事業所アンケートより

○ 就労移行支援の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分

加算名称	単位数	取得率	費用額(千円)
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	1.0%	45
初期加算	30単位/日	34.2%	6,010
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位/日	0.7%	1,066
食事提供体制加算	42単位/日	55.0%	74,649
精神障害者退院支援施設加算	180単位、150単位/日	0.0%	0
就労移行支援体制加算	41～209単位/日	46.3%	264,204
訪問支援特別加算	187単位、280単位/回	1.2%	111
福祉専門職員配置等加算	10単位、6単位/日	75.0%	27,296
欠席時対応加算	94単位/回	64.4%	16,848
医療連携体制加算	100～500単位/日	0.6%	659
就労支援関係研修修了加算	11単位/日	40.8%	24,075
移行準備支援体制加算	41単位、100単位/日	35.5%	32,691
送迎加算	27単位/回	38.8%	51,939
障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位/日	0.1%	32
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率	75.2%	83,562
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	1.9%	795

基本部分	3,493,325
------	-----------

合計	4,077,307
----	-----------

※出典:平成25年12月国保連データ